

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年11月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第24号

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(令和2年永平寺町規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)給料表

単位：円

職種	号給	給料月額
単純労務職	1	<u>136,200</u>
	2	<u>137,100</u>
	3	<u>138,100</u>
	4	<u>139,000</u>
	5	<u>140,000</u>
	6	<u>141,000</u>
	7	<u>142,000</u>
	8	<u>143,000</u>
	9	<u>143,800</u>
	10	<u>144,800</u>
	11	<u>145,800</u>
	12	<u>146,900</u>
	13	<u>147,700</u>
	14	<u>148,700</u>

	15	<u>149,800</u>
	16	<u>150,800</u>
	17	<u>151,900</u>
	18	<u>153,300</u>
	19	<u>154,500</u>
	20	<u>155,700</u>
	21	<u>156,800</u>
	22	<u>158,000</u>
	23	<u>159,200</u>
	24	<u>160,400</u>
	25	<u>161,500</u>
	26	<u>163,000</u>
	27	<u>164,500</u>
	28	<u>166,000</u>
	29	<u>167,400</u>
	30	<u>168,800</u>
	31	<u>170,300</u>
	32	<u>171,800</u>
	33	<u>173,100</u>

別表第2(第4条関係)職種別基準表

職種	学歴免許等	号給	上限
用務員	学歴免許等問わず	<u>10</u>	<u>10</u>
調理員	無資格者	16	21
	有資格者(調理師免許)	23	33
清掃員	学歴免許等問わず	<u>10</u>	<u>10</u>
農集排処理場汚水処理員	有資格者 (乾燥設備作業主任者及びフォーク リフト作業免許)	19	19
デマンド型交通促進事業運転手	有資格者 (普通自動車第一運転免許)	<u>10</u>	<u>10</u>

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則の施行の際、改正後の永平寺町会計年度任用単務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合には、改正前の永平寺町会計年度任用単務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。